

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 52

[事務局] 稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16番2号

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

オレオレ詐欺などの「特殊詐欺」にご注意！

平成31（令和元）年の道内での特殊詐欺の件数は160件、被害額は約4億1千7百万円（平成30年は149件、被害額約3億3千1百万円）となり、前年に比べて件数で11件、被害額で約8千6百万円増加しております。被害に遭った方々の内、高齢者（65歳以上）の割合は、全体の53.7%を占めております。

また、令和2年1月～3月の件数は39件、被害額は、約9千8百万円（平成31年1月～3月は26件、被害額約5千9百万円）であり、前年に比べて、件数で13件、被害額で約4千万円増加しており、依然として多くの方が被害に遭っています。

令和2年から「預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺等」が「特殊詐欺」に追加されました。

「特殊詐欺」とは、不特定多数の方々をターゲットとしており、電話などを利用して、金をだまし取る詐欺の総称で、代表的なものは、「オレオレ詐欺」です。

「特殊詐欺」の種類は、「オレオレ詐欺・預貯金詐欺・架空料金請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺・金融商品詐欺・ギャンブル詐欺・交際あっせん詐欺・その他の特殊詐欺・キャッシュカード詐欺等」となっております。

＜特殊詐欺被害防止とその対策＞

- お金の話が出たら、**必ず疑い、確かめること**。「オレオレ詐欺」は、息子や孫などを装い、電話を架けてきます。通話後に、**息子や孫などへ直接確かめること**が重要です。
- お金の話が出たら、**誰かに相談すること**。必ず、家族や知人、警察へ相談してください。
- 特殊詐欺防止機器**などの活用。「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」と警告メッセージ機能付きの機器が市販されています。
- 特殊詐欺被害の防止には、留守番電話が有効です!!**在宅中でも、固定電話を常に留守番電話に設定し、電話の相手を確認することが、被害防止に極めて有効です。

（情報提供元：北海道警察本部安全企画課など）

「新型コロナウイルス対策」関連の不審な電話等にご注意！

市役所から「給付金10万円の申請に必要なので、銀行口座の番号とパスワードを教えるように」又は「給付金の申請のための事務手続き費用を振り込むように」などと電話やメールなどが来た。市役所などの行政機関の職員が市民に対して「銀行口座の番号等の個人情報」を電話やメールなどで問い合わせることは絶対ありません。また、申請の手続費用は不要です。このような電話やメールなどで連絡や費用の請求があっても絶対取り合わないようにしてください。（情報提供元：消費者庁消費者政策課・地方協力課）

相談事例(稚内市消費者センター)

●結婚式場のキャンセル料

【 相 談 内 容 】

3月中旬、電話相談の後にセンターへ妻と一緒に来訪相談。3月下旬に他市で挙式予定。しかし、参列者の新型コロナウイルス感染症予防のため、キャンセル。式場からキャンセル料は、新型コロナを鑑みて実費のみで良いとの説明。昨年9月に予約し、申込金など10万円強を支払った。キャンセル料は、20万円弱。案内状や宛名筆耕などは納得できるが、音響や司会は、挙式当日の経費であり、請求されることに納得できない。



【 対 処 】

センターへ相談前に他市の適格消費者団体へ架電。弁護士に相談でき、納得できない請求は「支払いたくない。」と言い続けるようにとの助言。既に支払っている10万円強の返金は、難しいとの見解。センターからは、無料法律相談窓口の電話番号を教えた。4日後、相談者の妻へ架電。式場からの回答はまだ皆無。国内の結婚式場のキャンセル料は、多くは実費だけを徴収しているようだ。支払った10万円強は、挙式をした場合には、消費者へ返金されるものなので交渉の余地は有り、キャンセル料は、既に支払った金額と相殺できないか交渉してみるよう伝えた。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

電話 0162-23-4133 稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階
FAX 0162-23-4134

☆☆☆ **無料法律相談の活用を!** ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 5月10日 ・ 6月14日 ・ 7月12日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413

★★★ 5月は「消費者月間」です ★★★

☆統一テーマ「豊かな未来へ ~『もったいない』から始めよう!~」

消費者庁の「全国の統一テーマ」です。2015年国連で「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、日本政府は「豊かで活力ある未来像」を創るため、具体的な施策に取り組んでいます。消費者庁も「エシカル消費」などの施策を実施中です。2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国民運動として食品ロスの削減が求められています。誰にとっても等しく豊かな消費社会の構築のため、継続的な取り組みが必要です。

★消費者月間パネル展を開催します

☆5月1日~14日【キタカラ・アトリウム】 ☆5月15日~31日【風~るわっかない】